

監 事 監 査 報 告 書

令和 7年 5月13日

下松市長 國 井 益 雄 殿

監事

神 田 忠 = 郎 

監事

峰 圭 一 

我々は、社会福祉法人松星苑の令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日までの令和 5 年度に関して、理事の業務執行の状況及び社会福祉法人松星苑の財産の状況について、社会福祉法第四十五条の十八及び社会福祉法人松星苑定款第 2 0 条及び第 3 4 条の規定に基づき、監査を行いました。その方法及び結果について、次の通り報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法により、当該会計年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録について検討しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

以 上